

基盤観測検討分科会の設置について（案） （補足資料）

令和8年9月14日

総合基本施策及び調査観測計画における基盤的な観測体制について

基盤的な調査観測に係る現状と課題

- 陸上の基盤的な観測体制は、陸上の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を一定の水準の上で推進するために必要。
- 陸上の常時観測点はこれまでも各機関で段階的に整備が進められてきたが、各火山によって観測体制の状況が異なり、調査及び研究を一定の水準の上で推進するために必要な観測点配置等の検討や、その検討に基づく計画的な整備・運用・更新・高度化の推進は不十分。

総合基本施策において、基本目標として「陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化」を設定

今後の方針（調査観測計画における地震観測及び地殻変動観測の今後の計画より、記載を整理）

- 防災科学技術研究所と気象庁は、当面、活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な51火山について、国としての基盤観測網として、既存の常時観測点を運用・更新・高度化。
当面の目標として、既存の観測点を含めたボアホール型地震計・傾斜計及びGNSS観測点を、一火山につき最低限4点配置されるように順次整備。
- 国土地理院は観測点間距離20kmを目安としてGNSS観測点の運用を継続。
- 火山本部は、各火山の観測点配置、運用及び高度化の方針を検討する場を設置。
 - この検討の場には、大学、関係行政機関、研究機関等の専門家が参画。
 - 検討の際には、各火山での地震活動の調査結果や震源決定精度、地殻変動の調査結果等を考慮。
噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究の更なる推進のためには、観測点配置については、想定火口近傍から15 km 以内の範囲に6～8点の観測点を方位と距離に偏りが無い条件で配置し、地殻変動源をより高精度に推定するには、方位と距離に偏りが無い条件で4点以上の傾斜観測点を整備することが理想。
 - 地震観測では想定火口からの方位・距離分布に、地殻変動観測では火山の特性に応じた方位分布に配慮するが、地形的、地理的な条件により、必ずしも一定数の観測点を理想的な場所に整備できない場合があることにも留意しつつ、最善の配置を目指す。

基盤観測検討分科会の設置について（案）

火山に関する総合的な調査観測計画に基づき、火山に関する調査及び研究を一定の水準の上で推進するための基盤的な観測体制に係る専門の事項について調査審議を行うため、**本部会の下に「基盤観測検討分科会」を設置することとしたい。**

審議事項（案）

- （１）火山に関する調査及び研究を一定の水準の上で推進するための基盤的な観測体制に係る専門の事項について
- （２）その他必要な事項

具体的な審議内容及び当面の進め方（案）

① 観測点配置の検討を行う火山の順番を決定

- 当面、活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な51火山を対象とし、各火山の活動状況や整備状況を踏まえ、分科会における検討順（当面の計画）を検討。
- 検討順については、今後の火山活動の状況等を踏まえ必要に応じて調整。

② 年に数火山程度に対して、各火山の具体的な観測点配置を検討

- 分科会で検討する観測項目は、ボアホール型地震計・傾斜計及びGNSS観測点を想定。その他の観測項目についても必要に応じて検討。
- 各機関における既存の観測の状況を踏まえて検討。